

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和6年度第3回豊島区児童福祉審議会臨時部会
事務局(担当課)		子ども家庭部子育て支援課
開 催 日 時		令和6年6月13日(木)午後6時00分～午後8時00分
開 催 場 所		豊島区役所本庁舎8階 807・808会議室
議 題		1 開会 2 議事 (1)代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組、 里親等への委託の推進に向けた取組について (2)その他 3 閉会
公開の 可 否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
	会 議 録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
出席者	委 員	坂井委員、三輪委員、上川委員、川瀬委員、佐藤委員、長谷川委員、 松田委員、馬淵委員、柏女委員(オブザーバー)
	区側出席者	活田子ども家庭部長、奥田児童相談所長、尾崎児童相談課長、 山本子ども家庭支援センター所長、 児童相談課社会的養護推進グループ職員5名
	事 務 局	安達子育て支援課長、子育て支援課児童相談支援グループ職員4名

審 議 経 過

1 開会	
部会長	それでは、豊島区児童福祉審議会の第 3 回の臨時部会を開会いたします。まずは事務局からの連絡事項などありましたらお願いします。 事務局を務めます子育て支援課長の安達でございます。よろしくお願いいたします。まず、本日の委員のご出席状況についてご報告をさせていただきます。次第の次にお付けしております名簿をご覧ください。本日の出席委員はオンラインを含めて 9 名でございます。お一人、少々遅れてオンラインで参加されるということでご連絡をいただいております。本臨時部会の委員は委員 8 名、オブザーバー1 名の計 9 名でございます。本日の出席委員数は豊島区児童福祉審議会条例第 8 条に定める定足数を上回っているため、会議は有効に開催されます。 次に資料の確認でございます。委員の皆様におかれましては、事前にお送りしました資料を本日ご持参いただいておりますでしょうか。ご持参されていない場合は予備をご用意しておりますので、お声掛けをお願いいたします。 本日の資料は、 ・次第 ・豊島区児童福祉審議会臨時部会 委員名簿 ・資料 パーマネンシー保障及び里親等委託推進に向けた取組について ・資料別紙 未委託家庭の状況等 となっております。 その他参考資料といたしまして、基礎資料集を机上にご用意しております。こちらの資料集につきましては今後も机上にご用意させていただければと存じますので、会議後は机上にそのまま残していただきますようお願いいたします。 次に会議録についてです。会議録は、基本的に要旨を記録し、発言者については部会長、委員、事務局という表現になります。会議終了後、事務局でまとめ、皆様にご確認をいただいた上で、ホームページに公開してまいります。 また、ご発言の際は挙手の上、お手元のマイクのご使用をお願いいたします。 本日、傍聴希望者はおりません。部会長、進行をよろしくお願いいたします。
事務局	
部会長	では、先日新たに委員にご就任いただきました長谷川様が今回初めてご出席しておられますので、一言ご挨拶をいただければと思います。
長谷川委員	皆様はじめまして。長谷川と申します。本日からこちらの臨時部会に出席させていただくこととなりました。普段は川瀬さんが代表を務められている、「子どもの声からはじめよう」という団体で、東京都特別区において子どもの意見表明支援員として活動しているほか、身近な方や大切な方を亡くした子どもと保護者のための居場所でファシリテーターを務めております。本業の方で団体職員として社会的養護や在宅支援事業に係る助成金プログラムの事務局業務を担当しております。自分自身の社会的養護の経験としましては、中学 2 年生から高校卒業まで東京都内において里親家庭で過ごしました。精一杯努めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。
2 議事	
部会長	ありがとうございます。それでは次第に従いまして議事を進めていきたいと思います。本日の資料の説明をお願いいたします。資料については各委員、事前に目を通し

児童相談課長	ておりますので、要点を簡潔にお話ください。また、資料に書かれていない事項などがあれば追加情報としてお示しください。 それでは、資料のご説明をいたします。本資料の作成にあたり、まず児童相談所の現場職員へのヒアリングを実施いたしました。その結果を参考に、ケースワーク上の各時点において課題となっている・課題と感じている事項を掲げております。また、その課題に対し、パーマネンシー保障や家庭養育優先原則などを踏まえながら、今後どのような取組を進めていけばよいか、現時点での考えをお示ししたものです。 まず、「一時保護前」についてです。課題のところでは、児童福祉司が家庭調査を進める中で、ご家庭に対して、各種の支援事業を紹介し、利用を促しておりますが、利用枠数が不足している等の理由から、必ずしも新規利用まで至らない場合があるという現状がございます。また、児童相談所が関わる前の段階においても、家庭維持に向けて最大限の支援をしていく必要がございますので、予防的支援も強化していく必要があると考えております。取組の方向性としては、児童福祉司等により、確実に家庭と支援事業とを繋げられるよう、利用定員を増加させるための取組を推進して参ります。具体的には、「児童相談所と子ども家庭支援センターで別々に行っていた募集・PR活動を、合同実施することによるリクルート強化」、「未委託の養育家庭へ働きかけ、ショートステイ協力家庭への登録の推進」、またハード面での対応として、「新たな社会資源としてショートステイやトワイライトステイ機能を有した施設の設置を検討」としてございます。 ページをおめくりいただき「一時保護」についてです。課題としては、豊島区の一時保護所は小規模であるため、慢性的に定員超過の状況にあり、それを解消するための取組が必要でございます。方向性の1つ目としては、区内里親への一時保護委託を推進して参ります。一時保護所の定員超過解消や家庭的な環境の提供といった観点はもちろん、子どもにとっての環境の変化を抑える意味でも、里親への一時保護委託は進めていく必要があると考えております。そのためには十分な家庭数を確保する必要があるため、ターゲットを絞ったリクルート活動や、未委託家庭等の活用を検討して参ります。方向性の2つ目として、一時保護機能を持つ新たな社会資源が必要ではないかと考えております。また、一時保護だけではなく、里親レスパイトなど可能な限り多様な機能を持つ複合的な施設が望ましいものと考えております。 ページをおめくりいただき、「措置～在宅指導、家族再統合への指導～」についてです。児童相談所では、今年の4月より親子再統合支援事業として保護者支援プログラムの実施を開始したところですが、国のガイドラインにも示されているとおり、プログラムの活用だけではなく、総合的な支援体制を構築していくことが必要と考えております。また、現在は在宅指導中の家庭を中心に支援を開始しているところですが、施設からの早期の家庭復帰や、児相ケースとなる前の予防的な観点からの活用も積極的に進めていく必要があるものと認識しております。そのため、方針の1つ目として、早期の家庭復帰や、家庭復帰後に再措置とならないよう長期的・継続的な支援に向け特化した専任チームの創設を進めてまいります。方針の2つ目として、今後は在宅指導のほかにも、多様な場面・目的でのプログラム活用を推進していきたいと考えておりますが、留意点として「保護者自身が支援に対して前向きに取り組んでいただくことが何よりも重要である」ということを念頭に、事業を展開して参りたいと考えております。 ページをおめくりいただき「措置 ～代替養育①～」についてです。家庭養育優先
---------------	--

原則を実現していくためには、「登録家庭数を増やしていくこと」と「里親等委託率を引き上げていくこと、とりわけ未委託家庭を解消していくこと」が必要と考えておりますが、それぞれ、どのように取り組みを進めていくかが課題となっております。方針としましては、これまでご説明したPRやリクルート強化のほか、親族里親制度に関しても登録数を増やしていく取組を進めていきたいと考えております。現状、まだケースとして児童相談所と繋がっていない家庭の中にも、例えば、祖父母が頼まれて子どもを預かっている場合などが一定数存在するものと思われます。そうした家庭にも児童相談所の支援が届くよう、取組を進めて参りたいと考えておりますが、対象家庭の特定・掘り起こしをどのように進めていくかが課題となっております。

ページをおめくりいただき、このページでは、委託率を上げるための取組について記載しております。また、別紙として、未委託家庭の現状について記載した資料をご用意しておりますので、合わせてご参照いただければと存じます。方針案の1つ目でございます。別紙の項番2の表に記載しておりますとおり、現在、3歳未満児の里親委託率が21.4%と、国の目標値と最も隔たりがある状況となっております。そのため、里親委託を強く進めていくためにも、措置の際には里親委託をまず検討することを徹底して参ります。ただし、国の策定要領にもございますとおり、数値目標達成のために機械的に措置が行われないよう、適切に対応して参ります。2つ目は、未委託家庭を活用するための支援の強化でございます。別紙の項番1に未委託家庭の状況を記載しておりますが、令和5年度実績で、およそ3分の2の養育家庭が、一時保護委託も措置委託も受けていない状況となっております。現状、未委託家庭への訪問が十分ではない状況でございますので、訪問機会を増やし、受託に当たって課題となっている箇所の改善や、スキル向上に向けた支援などに取り組んで参ります。3つ目は、児童福祉司の体制強化です。施設入所と比べ、里親への委託は調整等に要する時間が多く、家庭養育優先原則の実現のためには児童福祉司が1ケースに割ける時間を、より多く確保することが必要です。同様に、家庭維持等を強力に支援するためには初動担当の児童福祉司が必要となり、未委託家庭をはじめとした里親支援の強化には親担当児童福祉司の体制強化が必要となります。有為な人材の更なる確保に向けて、人事部門とも連携しながら取組を進めて参ります。また、※印のところですが、里親への支援については、リクルートに始まり、研修、未委託家庭への支援、委託後の相談支援など、一貫した支援体制が求められます。そのため、里親支援センターの設置についても検討を進めていく必要があるものと考えております。

ページをおめくりいただき、特別養子縁組について、でございます。特別養子縁組につきましては、登録家庭数は多い一方で、縁組が成立する家庭は少なく、長期間マッチングを待っている状態が続くことから、モチベーションや養育スキルの維持が課題と考えております。また、民間の養子縁組あっせん機関との間で、どのような連携を進めていけるのかという点についても検討を進めていきたいと考えております。方針案のところですが、特別養子縁組家庭が養育家庭として二重登録する際の要件に変更がございました。これまでは、養育家庭として受託する期間は短期間に限定されていたところ、今後は長期の受託も可能となりました。ただし、養育家庭としての受託期間中は、養子縁組候補児の受託ができないという取扱いには変更がございません。これを受けまして、特別養子縁組家庭に対して二重登録を働きかけていきたいと考えております。特別養子縁組を希望している家庭のため、アプローチのタイミングは難しいところがございますが、ただ待ち続けているという状態を少しでも解消できるよう、取組を

部会長	進めて参ります。また、最後の※印のところですが、特別養子縁組が成立した後も継続した支援を行うことが重要でございます。里親支援センターの設置にあたっては、民間のあっせん機関を経由した場合も含めて、縁組成立後の支援体制についても留意しながら、検討を進める必要があると考えております。資料のご説明は以上でございます。 以上で説明が終わりました。本日の議題は事実上この一つだけです。進め方として資料が 6 ページありますので、1 ページずつ進めていけたらよいと思います。 まず、資料の 1 ページ目「一時保護前」について、ご意見あるいはご質問等ありましたらお願いします。
委員	質問ですけれども、ショートステイとトワイライトステイ機能を有する施設の設置を検討ということで、かなりその辺りの需要があるのかなと推測いたしますが、一時保護前の予防が必要なご家庭として、どのようなご家庭が多いと分析されているのか教えていただけますか。
子ども家庭支援センター所長	子ども家庭支援センターです。児童相談所に一時保護されるとか、家庭から分離する前の段階のご家庭でかなりトワイライトステイの需要は大きくなっております。豊島区の特徴かもしれないのですが、夜間就労、夜遅くまでご両親が働いているご家庭で、夜の 9 時、10 時になるまでお父さんお母さんが帰らない家庭につきましては、一時保育など日中だけの支援では足りない部分があります。宿泊まではいらないけれども、夜遅くまで預かってくれるところが必要とされるご家庭は増えております。送迎の必要がありますが、需要は増えております。実績としましては、令和 2 年度が 90 件、令和 3 年度が 166 件、令和 4 年度 126 件。延べ数ですけれども、令和 5 年度 192 件となっており、一定数の需要が存在する状況になっております。トワイライトステイを委託しているところが 2 か所になっておりますので、拡充して一時保護までいかないけれども支援が必要なご家庭を支援する必要があると考えております。
委員	延べ数ということで、毎日遅いわけではないけれども、週に何日か必要であるというご家庭という理解でよろしいでしょうか。
子ども家庭支援センター所長	はい、その通りでございます。
委員	パーマネンシー保障という言葉が出てくると思うのですが、この言葉をどういう位置付けにおいて議論していくのかということを確認しながら進めていく必要があると思います。確認になりますが、おそらく優先順位でいうと里親委託よりも、家庭をなるべく維持する家庭復帰。あるいはそれが難しい場合は親族里親となり、特別養子縁組となる。里親家庭というのが第一優先ではないと理解をしているのですが、そういうことで合っているでしょうか。そうだとするならば、例えば、子ども家庭センターが在宅指導措置みたいなことをどのように取り扱っていくのか。また、委託した子どもが長期間その代替養育の元にいることでの巣立ちが長期化をしないためにどのようにしていくのか。そういうことも含めて盛り込まれていく必要があるのかなと思っており、その辺りパーマネンシー保障という言葉の認識や捉え方について一回、整理をする必要があるのではなかろうかと思った次第です。
部会長	事務局の方で何か回答ができますか。
児童相談所所長	皆様ご承知の通り、社会的養育ビジョンの中でも永続的な家族関係ということをあげているため、まずは家庭養育優先です。どんなに虐待を行った家族であったとしても子どもにとってみれば親であるということで、元の家族のもとで過ごすことを目指していく。それができないときに養子縁組。そして今、委員がおっしゃいました通り、その

委員	次に待っているのは里親制度ということになります。社会的養育ビジョンで定められているパーマネンシーという言葉に準じた定義づけを私どもは考えております。 だとするならば、パーマネンシーを考える時に里親の数値だけを何か議論しているように感じます。里親の委託のことに関係する数値というよりは、未委託里親の状況といった時に、例えばその親族里親に委託している率、どれくらいの件数があるのかとか、そういうこともあわせて把握をした上で議論していく必要があるのかなというふうに思ったところです。ちなみに、親族里親への委託数はどのような状況なのでしょう。
児童相談所長	親族里親への委託の件数は現状、ありません。ですが、前回、オブザーバーからご意見ございましたので、ケース会議の中では、親族里親でも子育ては可能ではないかということは検討を進めています。
委員	家庭維持に向けた取り組みに関して、今の豊島区の状況を教えていただきたいことがあります。今年度から始まった家庭支援事業として訪問型の支援や、児童育成支援拠点事業の関係、親子関係形成支援事業についてとなります。ショートステイの拡充や一時預かりの拡充というのはもちろんですが、新規の3事業についてはどのような状況か教えていただけますでしょうか。その上で意見をお伝えしたいと思っています。
部会長	事務局の方から回答可能ですか。
子ども家庭支援センター所長	今、委員がおっしゃっていた新しい事業というのは、子ども家庭センターに関わることでよろしいでしょうか。
委員	在宅支援をするための子育て支援事業との関連で家族維持を考えていくということは、在宅家庭に子育て支援のサービスが届くことが大前提だと思うので、社会的な資源の整備状況といいますか、取り組み状況を少し確認させていただきたかったという趣旨です。
子ども家庭支援センター所長	子育て支援のサービスとしましては、広場事業で遊びに来ていただく中で相談にならない相談を掬っていく事業ですとか、訪問員が相談する子育て訪問相談事業というのがあり、豊島区では1歳の誕生日の時に在宅のご家庭にお便りを出し返事をいただいた家庭に全件訪問する事業を行っております。また、育児支援ヘルパー事業です。ご家庭に家事育児のヘルパーを派遣して育児負担の軽減をする事業もやっております。妊娠中から2歳未満までのご家庭につきまして、ヘルパーを派遣しております。ひとり親に関しましては年70時間／年ご利用いただけるようになっております。幼稚園のご家庭につきましては妊娠中から18歳まで、年間70時間を基本としておりますが、支援の必要性に応じて利用限度時間数を増やして対応したりしております。障害のあるお子さんの支援というところでは、保育園に巡回する事業がございます。虐待に繋がらないように、保育園の中での統合保育や保護者の関わりについて職員が巡回して支援する事業を行っているという状況です。あと、一時保育も直営で子ども家庭支援センターの方でも実施しております。東西合わせて1時間に20人、1日8時間まで最長お預かりできるようになっております。区内の区立保育園でも8園、一時保育を実施している状況です。このような内容でよろしかったでしょうか。
委員	新規の家庭支援事業3事業について、豊島区ではまだ始まっていないという理解でよろしいでしょうか。
児童相談所長	先ほどおっしゃいました親子関係再構築支援事業というのも含むということよろしいでしょうか。

委員 児童相談所長	はい。 親子関係再構築支援事業につきましては、児童相談所と連携して支援を実践していく事業であると(社会的養育ビジョンの)パーマネンシー保障の中で言われていますので、この事業につきましては、児童相談所の方で新規拡充事業として親子カウンセリング実施を始めております。親御さんに来所いただき、計 8 回を 1 クールとしまして民間のカウンセリング事業者、カウンセラーの方々の協力も得ながら、実施しているところであります。保護者の方々は、子どもをお預かりしている間は児童相談所に(カウンセリングに)来ていただけるのですが、子どもが一時保護所から帰宅してしまいますと、来所も途絶え、その後の継続に結びついていないという現状がございます。引き続き、このカウンセリング事業につきましては区の新規拡充事業、かつ、パーマネンシー保障の一つの大きな柱となっておりますので、児童相談所で継続して力強く進めていきたいと思っております。
子ども家庭支援センター所長	追加でご説明させていただきます。子育て世帯訪問支援事業につきましては実施しておりまして、子ども家庭支援センターの方から訪問員がご家庭の方に訪問しております。その中で必要なご家庭につきましてはヘルパーや家事支援を入れたり、ヤングケアラーについてもコーディネーターを置いておりまして、ヘルパーの派遣、お子さんのニーズに合わせた事業につきましてサービスを入れたりということを開始しております。
委員	そのあたりの事業を計画的に整備していくことも、社会的養育推進計画の中では市町村の体制整備で挙げられている項目の一つだと思います。そのため、それらもあわせてぜひご検討いただけたらありがたいと思っているのが一つです。また、里親によるショートステイの活用についてですが、現状で一時保護が慢性的に超過している状況の中で、ショートステイが一時保護の代替にならないようにすることは非常に重要なことですので、ショートステイを拡充する際は、その目的をしっかりと確認していただくということをぜひお願いしたいと思います。緊急の里親の活用ということも、もちろん言えると思うのですが、ショートとその代わりにするようなことは気をつけていただくことが必要ではないかなと考えています。
子ども家庭支援センター所長	委員のご意見の通り、児童相談所の機能としての里親機能につきましては、侵害しないような形でショートステイをやっていただける家庭につきましてはやっていただくような形で、児童相談所と子ども家庭支援センターの方でその方法についてはこれから調整していく予定となっております。
委員	社会的養護のもとで育った方の中でも、もっと早くから親を助けて欲しかったとか、自分を助けて欲しかったという思いを持たれている方も多くいらっしゃるのかなと思っております。その上で、家庭への支援事業によってどれだけ保護や措置になることを防げたかどうかという視点の他に保護や措置された子どものうち、どれだけの子どもが事前にこうした支援に繋がっていたかというような視点での把握も重要なのかなと感じました。その辺りは区の方で把握されているのでしょうか。
児童相談所長	私ども児童相談所は、ご自宅のチャイムをしますと「子ども引き上げに来たのだな」、「もう私達は保護者としての烙印を押されたのだな」というようなイメージもありますけれども、おっしゃる通り、もっと早くこの機関と繋がりがかったという方々には、この最初の取り組みが大事だと思っております。これは児童相談所の力だけではできませんので、例えば、低いハードルで家庭訪問やご相談に乗っていただける様々な民間の事業者、団体、関係機関の力をお借りして、最初の予防というところで関係機関

委員	と力を合わせていきたいと考えているところです。
子ども家庭支援センター所長	今まで出たことは全部大事なことですけれども、ちょっと出てきていなかったのが障害児向けのショートステイです。これは実情を把握できているのでしょうか。
委員	障害福祉課と連携しまして、受給者証の範囲内でショートステイ先を探し、利用しているご家庭はありますが、夏休みや長期期間がなかなか難しい家庭については、一時保護で対応したケースも中にはございます。
子ども家庭支援センター所長	夏休みや長期休暇中のショートステイはとても大事だと思っているのですが、それはこちらのショートステイとは別に考えるために障害児向けのショートステイという項目が入っているという理解でよろしいのでしょうか。今お話があったのは、たまたま障害を持っているけれども、子どもが家庭環境でうまくいなくて、保護した。保護したことでショートステイを活用したという事例もあることはわかるのですが、障害を持った子どもたちが夏休みとか長期休暇中に、あるいは休日、週末にショートステイをするというのは、今契約している施設を利用しているわけではないということですね。
委員	はい、その通りです。今ご説明したショートステイは本当に一般のご家庭の子ども、ある程度障害があったとしても、軽いご家庭までになっております。手帳を持っていたり、支援がかなり必要なご家庭につきましては専門の事業者さんをお願いする形でショートステイを使わせていただいております
委員	豊島区には障害児関係の施設がないわけですね。他区の施設を使っているということだと思いますけれども。必要とする方の数を把握しておいて、ニーズに対してどう答えていくのかということを雇用計画の中に盛り込んでいくことは、大事なと思いますので、実態を把握していただければと思います。
委員	ショートステイ先は協力家庭しかないのでしょうか。そういった施設というのはないのですか。
子ども家庭支援センター所長	施設はございます。乳児院が1か所と児童養護施設2か所をお願いしています。あとは女の子だけになりますが、母子生活支援施設が1か所になります。その他に一般の方で協力家庭という形でお願いをしています。このように施設もありますが、区内に児童養護施設がないので全て区外の施設をお願いしている状況です。
委員	例えば、先ほどの夜遅くまでお仕事しているので預かって欲しいという相談から、レスパイト、親との関係が悪く一時保護まではいかないけれどもそれに近いショートステイもあるわけですね。その場合のショートステイは協力家庭ではなく、施設の方になっていくのですか。
子ども家庭支援センター所長	はい。中には要支援対応ができる里親の資格もお持ちの方が協力家庭になっている場合もあるので、可能な範囲でやっていただいておりますが、多くは児童養護施設の方をお願いする形になっています。
委員	次のページでの議論になるかもしれませんが、一時保護機能を持つ施設の新設という方針案が出ていて、そういうものを作られるのだなという強い気持ちが表れていると思います。ですが、1ページ目ではショートステイ・トワイライトステイ機能を有する施設の設置を検討とトーンが低くなっているのです、そこに関してはそういう施設があればいいなとは思いますが、なかなかそこまで踏み切れていない。一時保護施設の中でもショートステイ機能も付加するといったことが書いてあるのですが、真正面からショートステイ・トワイライトステイ機能を有する施設の設置みたいな言葉で表現できないのでしょうか。
事務局	まさにこの場で計画にどのように記載していくかというところを議論していただくこ

児童相談所長	となりますので、検討というよりは設置とすべきという方向性になるのであれば、それを受けて本当に検討止まりなのか本当に設置に向けるのかという形で、事務局の方で調整させていただきたいと思います。そのような視点でご意見をいただければと思います。 追加で申し上げますと、一時保護所を作ろうという方向性を固めているわけではないということと考えていただければと思います。保護所という箱物を作るということだけではなく地域の社会資源、里親等の活用ということだと考えていただいて結構でございます。
委員	我々が諮問されていることとして、区内に児童養護施設、乳児院等を設置すべきかどうかということも含まれています。今、ショートステイの独自の施設が必要、必要な可能性が高い、あるいは一時保護所を別に作る必要がある・その可能性が高いといった意見が積み重なっていくと、児童養護施設を誘致した方がいいよねという結論に繋がっていくのではないかと思います。今のご意見など踏まえ、最後に今まで検討してきた状況から施設を誘致した方がいいかどうかということについて我々は答申しなければなりません。その議論をしていくための素材になるというふうに思っておりますので、とても大事なご意見だったのではないかなと思います。 もう一つは、千葉県の浦安市でショートステイ施設を作った際、私も関わったのですが、他市のショートステイ施設を借りるよりも、自前の施設を持った方が圧倒的に利用者数が増えるのです。カンファレンスも子ども家庭支援センターが関わっているようですけれど、子家センが関わりケースカンファレンスをしっかりとやることであれば、連携できますので、そういった意味でも自前のショートステイ施設があった方が格段にいいなと思っています。
委員	委員のお話と関連して、乳児院は今の時点では入所よりは一時保護が圧倒的に多いです。今後、児童養護施設も入所よりは、一時保護の依頼の方が多くなっていくだろうという見込みは感じています。ですから、施設を作るのか一時保護としての施設が必要だと思って作るのか、ショートステイ先を大々的に作るのかは、先々のことを考えてやっていかれた方がいいかなと思います。施設ありきではなくて、今の社会情勢と今後の成り行きを見通さないといけないかなとは思っています。現状、乳児院は半分ぐらいが一時保護なのです。入所よりは一時保護が多くて、ここ何年かはずっとそのような状況です。
委員	今のお話に関連して、私が先ほど発言した家庭支援事業の整備に関するということのは、施設を誘致した時にいろいろな機能を持っていたかということとも関わりの深い話だと思いました。特に児童育成支援拠点事業に関しては、要支援の状態にある子どもの居場所を確保していくというところでは、生活上のサポートもですけど、できるだけ送迎もしていただけることをガイドラインで求めており、豊島区内で家庭支援に関わる機能としてどんなことが必要なのかというのは、一時保護やショートだけでなく、併せて検討していただくことが必要だと思います。
委員	今、豊島区の状況として家庭維持、予防的支援を考えた時に、児童福祉行政だけが待っていても仕方がない部分はあるかと思うのです。そういう意味で、障害や高齢、ひとり親支援や、母子保健、精神保健の方も含めて、庁内で横串を刺したような支援が必要だと思うのです。 そういった点はこれから計画を作って各部署に周知されるのかもしれませんが、家庭支援、家庭への予防的な支援については、そういう連携した支援が必要になってく

委員	と思いますので、そういう点も含めて考える必要があるのではないかなというように考えましたので申し上げさせていただきました。 関連してなのですが、18 歳、19 歳問題があると思うのです。児童相談所は 17 歳まではしっかりと対応するけれども 18 歳になった瞬間、一時保護が続いていたり施設に入っていれば別ですけども、そうでない場合は相手にされない。私も子ども担当とか児童相談所、いろいろ相談に行っても全然相手にされないことが本当に多いです。生活保護の部署がしっかりと対応してくれる自治体もあれば、全然相手にしない自治体もあったりするので、今のお話を聞いて、切れ目ない支援という意味で家庭支援だけじゃなく 18 歳、19 歳のあたりをどうするかということもこの計画の中に必要ですし、それは他の部署を巻き込んでいく話になってくるのかなと思いました。
委員	今お話が出ましたが、18 歳で措置が解除となった場合、おそらく豊島区の児童相談所としては子どもとは関係性が終了するというように理解しております。自治体によっては、次の支援に繋がった後も心配な子どもの場合には、30 歳、40 歳くらいになっても、児童相談所が追っていくという自治体もあると伺っています。個人的にはできればそういった繋がりを持っていただきたいと思いますし、そういうことがないと現役で関わっている子どもも、児童相談所に本当の意味で信頼感を持てないと思いますので、ご検討いただければと思います。
部会長	最後に私から一点。一時保護前の支援として既に区が持っている大きな制度として保育所の活用があると思いますけど、「こども誰でも通園制度」の活用は当然視野に入っていると思っていいのでしょうか。誰でも通園制度は、場合によっては子どもが慣れないうちは親御さんも一緒に保育所に来て、一日親御さんも一緒に保育所に行ったりしています。支援をするという意味で、保育現場にとっては大きな変化をもたらす制度ですけども、保育所という既にある資源を使わない手はないですし、保育担当のセクションとの調整が必要になるでしょうが、適切に活用していく必要があるのかなと思います。
委員	たくさんご意見いただきましたが、次に行ってよろしいでしょうか。次は一時保護について皆さんの方からご意見、ご質問をよろしくお願いします。 方針案 1 で里親への一時保護委託の話、方針案2で施設の施設の新設とありますが、一時保護委託は、その後、子どもがその施設に入るという場合は委託されてもいいと思いますが、一時保護所がないからとりあえず里親に委託するといった場合は、それは少し違うのかなと思っています。あるいは子どもからしても、その里親とすごくいい関係になったのにそこからまた、短期間で引き離されてしまうというのも、子どもにとっていいことなのかなと思います。あとは、施設がないから家庭的養育という話ではないですね。保護の時に里親を使うより自前で一時保護所をもっと造成する等が優先であると感じますので、順番としては方針案 2 の方が先に来るのかなと思いました。
部会長 児童相談所長	事務局から何かありますか。 一時保護をされた子どもたちも、私どもとしては学校に通える子どもは通わせてあげたいと思っています。運動会や修学旅行、遠足等があるということもございまして、できる限り家庭的な雰囲気、環境の中で一時保護委託という形の方が望ましいとは思っております。また、その中でも今、委員がおっしゃいましたように、これまでは行政が措置という形で行っていましたが、子どもたちにしっかりと説明する機会を増やしていっているところです。例えば一時保護所というのはどういうところなのか、里親がどういう方なのかといったことです。それを説明した後で、子どもがそのことについて

部会長	てどう思っているのかしっかりと聞き取ることを大事にして、子どもの意見をできる限り反映したいと考えております。ただ、現実といったしまして、なかなかその子どもが望む、あるいは私達が望む施設の空きがないという極めて現実的な厳しい状況が大都市圏ではございます。私達の思い、子どもの思いをどこまで実現していくかというのは日々、心苦しい状況が続けているというのが現実でございます。 他にいかがでしょうか。このページはよろしいですか。 今のご発言にも近いですが、私の経験では里親の方に一時保護委託をどんどんお願いする時期が東京都の時にありました。中には晩ご飯の準備も終わった頃に電話をかけられ、預かってくださる里親もいるわけです。子どもが来れば、何日間か一緒に食事し、お風呂に入りながら、たくさん子どもと話すわけです。でも、そういった話は必要と思わないのか、そういうことをしているのを知らないのか、児童相談所の職員は聞き取ることもなく、何日かすると子どもを連れて行ってその後のことは何も教えてもらえない。里親のみなさんは数日間でも一生懸命関わり、子どもが話すことをたくさん聞いているけど、後のことは何も教えられませんという。これは里親からすればやってられないのだろうなと思います。ですから、里親を一時保護委託に活用しようとするのであれば、その辺りの手当はしっかりとしないとギクシャクしてしまうと思いますので、覚えていて欲しいと思います。
委員	かつて里親の方に伺ったことがありますが、里親登録において2年で更新する際に、一時保護を引き受けますかというチェック項目があり、委託させてもらうためには、そのチェックを入れないといけないという強迫観念を持っている方もいます。ですから、余計に先ほどおっしゃったようなご意見があると思います。そういう部分も里親の本音を聞いてあげないといけないかなと思いました。ただ数だけ増やすのではなくて、里親の本音という部分に向き合う必要があると思います。 そしてもう一つ、施設と里親の違いになりますが、里親には情報が本当に提供されないのです。施設には児童票というものがあり、必ず委託前にその児童票を見ている。緊急一時保護の場合も必ず、福祉司がその書類を持ってこられるのです。しかし、里親には本当に情報提供がないという部分は、いかんともしがたい。里親をもっと重要視するのであれば、本当に大事にしてあげられるような情報提供をきちんとしてあげないといけないかなとは思っています。
委員	方針案1の最初に書いてある「登園・通学を初めとした養育環境の変化を抑えられる」という観点について、私自身も一時保護ではなく措置の時ですが、同じ学校に通い続けたいことを措置の時の希望で言いました。実際に学校に通える里親さんのところに行くということで叶えてもらった経験がありまして、学校に通えないから一時保護も嫌といった方もいらっしゃるのかもしれないと思うと、なるべく子どもの環境の変化を抑えられる形で一時保護の環境も整えられるといいのかなと思いました。あと、一時保護の部分で国の方針でも特に乳幼児については、家庭養育が発達の観点からも重要視されているのかなと理解しております。その上で一時保護委託についても、特に乳幼児の場合は、方針案1のなるべく家庭的な環境での保護というのが望ましいのかなと思いましたが、こちらについてはいかがでしょうか。
児童相談所長	乳幼児につきましても、私どもは里親委託を進めているところですが、案件によっては父親が行方不明等でわからない子どももおりますので、新生児委託という特別養子縁組を第一に考え、その次に里親委託を考えているところでございます。
部会長	一時保護のことは後の方でも少し出てきていますね。次のページの措置の在宅指

委員	導、家族再統合のページですが、このページについていかがでしょうか。 資料の下の方に、里親子に対する利用実績ということで、関係が不安定になってしまった里親家庭において活用することで里親子関係を維持ということが書かれているかと思いますが、里親からすると外から支援を受けないと養育が成立しないという状況を開示することにすごく心理的な負担があるのかと思っています。その辺り、これがどういうことで利用に繋がっていったのか、あるいは今後そういうことを促進していく時にどのようなメッセージや、日ごろの関係構築をしていくといいという考えをお聞きしたいと思いました。
児童相談所長	今おっしゃった里親のお気持ちというのは、私自身も東京都の児童相談所の時にいくつも経験しております。児童相談所に SOS を出すということは里親失格だと思われるかもしれないということで、ギリギリまで頑張っていらっしゃる方や、他の里親から、自分は養育力がないと思われたくないということで頑張っている方もいらっしゃいました。私の肌感覚ですが、豊島区児童相談所のフォスタリング機関、里親支援の職員と里親の距離はすごく近くなっております。里親が比較的正直にご自身の養育上の悩みなどお話しいただきまして、私達が保護者のカウンセリングを 1 回受けていただけますかと提案しますと、「そういうサービスが始まったのですね。受けてみたい、受けてみようかな」と里親も関心を持っていただいて、保護者カウンセリングに参加していただいております。これは区児相になったメリットだと感じております。信頼関係ができて、里親の方も自分ができない部分を出してもいいのだなという気持ちになっていただいているということは、行政にとっても嬉しいところでございます。
委員	おそらく養育家庭のご家庭の中にある文化や規範とは全く違うところから子どもが来るので、うまくいかないことが当たり前だと思うのです。ですが、失敗してはいけないというプレッシャーに晒されがちだと思いますので、うまくいかないことがあってもいいという失敗に寛容なメッセージを発信しながら里親を支えていけるといいのだろうなと思っていたところです。
委員	方針案のところに書かれている専任チームを創設するということですがけれども、この専任チームはどういったチームなのでしょう。職種を含めて教えていただければと思います。
児童相談所長	こちらはこども家庭庁の話を受け、家庭復帰をするところで、ケアリーバーの方々の中には自立が困難な方がいらっしゃるということで、職員を配置するものです。今後は例えば家庭復帰チームという形で、家庭復帰ということを専門的に担当するチームを作るとことも検討しているということでございます。
委員	親子関係の再構築支援ということでとても大切だなと思いました。同時に既にそうしていらっしゃるのかとは思いますが、それまでの親子の関係性がかかなり難しくなっていたりして、子どもも必ずしも実親、実家庭との交流や親子関係の再構築を望んでいないという場合もあるかと思います。親子関係の再構築を先にせず、一緒に子ども本人がどう思っているかという気持ちもすごく大切にこうした取り組みが進むといいなと思いました。
児童相談所長	家族再統合という言葉について、東京都では今おっしゃっていましたように考えています。同じ屋根の下に子どもが戻るだけでなく、屋根は違うが別のところで過ごしているけれども、やがて当時の子どもの大人になって、お父さんお母さんを見た時に、「当時は虐待をされて僕、私は傷ついた。でも、今はその時のお父さんお母さんも本当に困っていたのだな」ということをわかりあえる。つまり、人間として尊重できる

委員	関係になるために児童相談所あるいは、行政機関、民間の方々が努力することも家族再統合です。親子の関係を離れていても、親子として認められる関係になるということも家族再統合という定義で東京都は考えておりますので、2種類の家族に向かっているとお考えください。 先ほどご質問があった専任チームのことですけれども、今のご説明の中では家庭復帰のことと、それから自立支援に関わることの二つが出てきていたかと思います。ただ、パーマネンシー保障の観点で早期の家庭復帰の見込みを高めていくためには国の策定要領の中でも児童相談所におけるケースマネジメントの重要性が挙げられているかと思います。家庭復帰支援のための専任チームということで考えていきますと、例えば、家族再統合支援のためのプログラムと別立てになってしまっていますが、家庭復帰の中で考えられる支援方法、支援の手法の一つとしてそのプログラムを活用していくという観点と、もう一つはそのケースマネジメントの中で、家庭環境調整の一つとして、例えば家族との交流の頻度を増やしていくための関わりを増やしていくことが考えられます。そういった個別の活動ができる人員を確保しなければいけません、チームを作るということだけではなく、チームの児童福祉司が担当するケース数についても配慮していただかないと、効果的にケースマネジメントしていくことを難しくすると思います。人員が少なければ、子どもと一緒に考えたり、保護者の方に会うチャンスを作りにくくなってしまいますので、そのあたりは先行してケースマネジメントモデルを実施している自治体の状況などを確認していただけるとありがたいなと思いました。
部会長 児童相談所長	今の点は事務局から何かありますか。 ご発言の通り、まずは先行モデルを確認したいと思っております。また、家庭復帰につきましては一時保護からの家庭復帰も含めて考えております。委員もご承知の通り、様々なプログラムがございます。例えば、認知行動療法やカウンセリング、セーフティアプローチなどです。様々なアプローチの手法がございますけれども、こうしたことを専門的に学んだものがこうした家庭復帰の対応にケースマネジメントできるような体制を構築できればいいなと思っております。
委員 児童相談所長	保護者支援プログラムやカウンセリングはすごく大事なのだろうとは思いますが、子どもとの関係がこじれるまでのプロセスで、家族が置かれている環境にすごく大変な事情があることで、子どもとの関係もそれに伴って悪くなっていくような状況もあるのではないかと想像しています。 そのため、カウンセリングも大事だとは思いますが、その家族が置かれている状況を何とかしないといけなと思いますので、その辺り、他の福祉や色々な環境調整のための体制はどのように作られていくのかなという点を教えていただければと思います。 (環境調整のための体制は)まだ道半ばというのが正直なところ。一つデータでお話したいと思いますが、ページの中央の方針案に、A ケース、B ケース、C ケース、D ケースと書いてございます。A ケースは1年以内に家庭復帰が望まれるケースということで、私どもでも施設入所している50ケース以上について、それぞれ1年以内に子どもが自宅に帰れるかどうかということなど定期的に全ての子どもたちについて検討をしているところでございます。この検討の中で、A ケース、B ケースであっても帰れる子どもたちに該当するケースはほとんどないという現状に愕然としております。C ケース、D ケースは、家族関係の環境調整・修復は程遠いという案件で、8割以上が家庭復帰は困難ということです。これは全国的にそうではないかと思いま

委員	すが、この家庭復帰のプログラムの実施というのは、この方針案の一番下の行にも記載の通り、保護者が前向きでないと効果は希薄となります。そもそも子どもと一緒に過ごすということを保護者が望んでいないといった方もいらっしゃいますし、この事業につきましては厳しい状況だなと考えております。委員御指摘の環境調整の体制整備も大切にしながら、まずは先行事例、先行モデルを確認し、親子カウンセリングも実行してまいりたいと思います。 先ほど委員のお二人がお話くださった内容と少し関連するかと思いますが、私はいくつかの一時保護所で、子どもの声を聞く活動をしておりますが、長く活動をしていると再保護になる子どもと出会うことがあります。その子どもと一度目の保護の時のやり取りを振り返ると、家庭に戻ることに不安や児童相談所の職員が親側の味方をするといった捉え方をしていたことがあります。また、家庭復帰という目標の中で、この問題が起きた原因を子ども本人に責任を帰属させるような作用、シンプルに言うとあなたがこういう行動をしたのを反省して、もう1回家庭に受け入れてもらおう、親御さんにも頑張ると言ってもらおうねというようなことです。でも、自分が悪いことをしてしまったと子ども自身もわかっているのに、それを引き受けざるを得ない。しかし、実はその行動の背景の汲み取りが十分ではないまま様々な要因の中で、家庭復帰ということが先行してしまっていると感じられるケースがいくつかありました。そのため、家庭復帰、子ども自身の目標としてもう一度帰りたいという想いもどういう意味を持って伝えられているのか、あるいは児童相談所の人は自分の心情をわかってきて、何かあったらまた引き続き応援してくれるといった信頼感を持って家庭に戻っていくということがとても重要なのではないかなと感じていたので情報提供いたしました。
委員	先ほど所長の方からAケース、Bケース、C ケース、D ケースのお話をいただきました。これは家庭に戻る可能性があるかどうかということだと思っています。もう一つは、施設から里親委託できるケースを、Aケース、Bケース、Cケース、D ケースに分類してもらい、その可能性がないC ケース、D ケースについては特別養子縁組が必要なケースという範囲になると思います。前回出していた家庭養護委託率の話は、いわば国の策定要領をそのまま持ってきて現実的でない数字が出ていたわけですが、それぞれ全 80 ケースについて今のような三つの次元でやっていただくと、現実的な数字、豊島区ならではの現実的な数値が作れるのではないかなというふうに思います。東京都が 37.5%でしたでしょうか。あの数字を作ったのは今、私が申し上げたようなことを全ケース行い、導き出したものとなります。所長がお話されていた家族再統合についての分類というのはとても大事だと思うので、里親委託から特別養子縁組等もケース分類を行い、どのぐらいの割合で今後考えられるのかというようなことに取り組んでみるとよいと思います。そして改めて部会に出していただき、最終的な委託率の話を検討していくことがいいのかなと思います。もう一つは、それに伴って施設の誘致の問題にも資することとなりますので、発言させていただきました。
部会長	私から最後に細かいことですが、表中のD ケースの右側の基本的な対応方針の二つ目に「親族養育、特別養子縁組の検討」とありますが、親族養育というのは、ケースワーカーをやっている時は非常に微妙な存在でしたけれども、あえていえば、Dケースに限らないと思います。親族が見られるなら見てもらうのは別にBケースでも C ケースでもやってもらった方がいいのです。そういう点で言うとこの親族養育というのは外すべき言葉なのかなと思いました。
児童相談課職員	ここでいう家庭の定義として、あくまで元々住んでいた親元を家庭と解釈してつけ

部会長	たところですよ。おっしゃる通り親族養育につきましては、全てのケースに当てはまるものですが、家庭復帰がまず見込めないというのは D ケースというところで、D ケースに親族養育を入れたところですよ。逆に A から C のケースに関しては、家庭復帰が見込めるということであれば、親族でなく家庭での養育になるかと考えこういった表記になっております。 C ケースは 3 年以上、家庭に帰れないわけですよね。その間は施設かあるいは親族ではない養育家庭に置くのかということになります。親族里親が社会的にも活用されているというのは元々の親子との関係性の近さとか、交流のしやすさなどがあるので、C ケースであれば親族にお願いし親族里親になってもらって見てもらおうということがありますので、D ケースに限らないのかなといった話になるかと思いますがいかがでしょうか。
児童相談課職員	おっしゃる通り C ケースでも長い期間を要して家庭に戻れる可能性はあるけれども、それまでの間は親族の方で見てもらうという可能性もあるので、親族養育もあり得るのかなと思います。
部会長	ちょっと細かいことすみません。このページはよろしいでしょうか。次のページ、措置～代替養育①～について、皆さんいかがでしょうか。
委員	私も江戸川区で 4 年間、児童相談所でやってきましたけれども、この未委託家庭の解消というのは非常に難しく、それぞれの家庭にそれぞれの課題があるのです。委託できない理由があるといった方が適切でしょうか。それを全て解消するということ、外部的な働きかけでどこまでできるかということはかなり難しいように思います。未委託家庭の解消よりは、登録家庭を増やすことの方が有効な手立てではないかなと私は少し思っています。未委託家庭の方は当然、志しがあるのですが、例えば何らかの理由で子どもを預かる部屋がなくなったとか、そうであれば登録抹消や登録辞退すればいいのですけれど、それをしていない。あとは家族構成が変わっている場合や、1 回委託をしたけれども養育上の課題があって、児童相談所として預けるのが難しいと判断している家庭、そういう家庭が未委託家庭として残っているというのが実情ではないかと思うのです。当然、少しずつ手を入れていく、支援を入れていくことは必要だと思いますけれども、全て解消することは難しいですし、この解消を目指すよりは登録家庭数を増やした方がいいのかなと少し考えました。 もう一つ、親族里親制度の認知度を上げるということですけど、これも東京の地域性から、どれだけ身近に親族がいるのかということになります。親族里親を増やそうといっても、例えば新潟県とか秋田県に住んでいる親族に里親委託するのですかという話になりますし、誰が支援するのですかという話に繋がってくると思うのです。認知度を上げて豊島区という地域性から、どれだけ実効性のあるものなのかと精査が必要ではないかなと思いました。
委員	未委託家庭の解消についてです。今おっしゃられていたのはおそらくフォスタリング機関が入る前の、負の遺産みたいなところがあるのかなとは思いますが。委託しないままにしておくということ自体、ものすごく里親に対して失礼なお話だと思うのです。こういう理由であなただけの家には委託できないですということをはっきり説明して、選択肢を示すべきだと思います。今、子どもが来るかもしれない。次に子どもが来るかもしれないと思っている宙に浮いた状態で、里親が人生を歩んでいくというのは、私は非常に理不尽かなと思っています。里親という生き方を諦め、次の人生が待っているという考え方もできるかとは思いますが。また、手間はかかるのですけれども、できるだけ登

委員	録解消に向けた話を進める必要もあると思っています。例えば、ご家族の構成が変わったため、今豊島区で抱えている子どもは委託できませんとか、色々な事情に合わせて子どものこともお話しした上で、今のままだと委託できませんがどうしますか、変えてきますかといった確認です。難しいようであれば登録を解消してもいいのではないのでしょうかと話を進めていかなければならないと思います。 それから親族里親の件です。親族里親としての委託ではなくても、例えば近所の知り合いの人、子どもをよく知っている方、あるいは近い方等、親族ではなくても里親登録をしていただくことを進めていくのが可能であれば、ぜひお願いしたいところかなと思いました。あと、リクルート活動として江戸川区の方では新しい取り組みをされていたと伺っています。1年や2年で結果が出るものではないと思いますので、例えば企業とのタイアップというようなところも検討してもいいのかなと思いました。 未委託家庭の部分では委員のおっしゃる通りですが、江戸川区でも定期的にフォスタリング機関の方で里親家庭への訪問や、必要な情報の提供をさせていただいておりました。ただ、措置ということになりますと色々な条件がついている場合が多く、なかなか措置に至らない実情がありました。例えば3歳までの女兒を希望するというような年齢制限や性別制限といったものが様々あり、里親家庭を繋ぎとめておくというわけではないのですが、こちらから辞退してくださいとはいづらい実情です。そういったジレンマが背景にあり、そうは言っても里親登録された方は志を持って登録していただいたので、大事にしていきたいという気持ちも当然ございます。委託率が上がらないということもあり、先ほどの過激な発言になってしまったところでございます。
委員	募集やPR、リクルート活動をたくさんするということが書かれているのですが、その手前のところで里親の方にとって、里親制度をもっと魅力的な運用をしていく必要があると思うのです。委員もおっしゃっていましたが、里親に情報が全然入ってこないことや、何かあったら子どもを引き上げられてしまい、言い分も全然聞いてもらえないといった話もよく聞きます。まずは里親と児童相談所がフラットな関係であり、児相の命令に従わなくちゃならない、気に入られなくてはならないといった関係性ではないことをPRしていくことが最初に必要なのかなと思いました。
委員	里親の登録家庭数を増やすことと未委託家庭を解消するということは、必ずしも別のことではないなということを感じています。一つは今後、里親支援センターを設置していくことを考えられる場合、里親制度が果たすべき役割を、里親を希望する方に対してセンター、またはフォスタリング機関から丁寧に説明しサポートをしていただきたいということと、趣旨を理解していただきながら子どもの委託を待っていただくことが必要ではないかと思っています。それは未委託家庭に委託困難になる理由の一つにも、子どもの年齢で、里親の希望から外れてしまうということが書かれていまして、里親の希望と、里親制度の本来の果たすべき役割が、乖離しないようにしていくことは子どもにとっても大事なことだと思います。ですので、そのあたりの支援を里親支援センターの設置を検討していただくようであれば視野に入れていただけたらありがたいなと思いました。それと家庭的な養育環境を拒む保護者の方が一定程度存在しているということも、里親委託ができない要因の一つであって、これはとても大事なことだと思います。こちらは家庭復帰の見込みある場合には保護者の方と里親が交流できる形で、できるだけ一緒に養育している感じを保護者がもてるよう支援していくという観点が大事ではないかと思っています。先ほどパーマネンシー保障に基づいたケースマネジメントの移行支援を行う専任グループを考えることとも結びつく話ですので、そうい

部会長	った観点で体制を考えていただけるとよいかと思いました。 親族の活用を考える時、児童扶養手当の制度との整合性は考えた方がいいのかなと思います。日本は児童扶養手当の制度があり、ひとり親家庭以外に親族が引き取る場合も、児童扶養手当が出ていますので、親族の立場で受給している世帯がどのくらいあるのか、区では件数が出せると思うのです。民法上、扶養義務がある直系の親族、傍系の親族それぞれどれくらいかというのがわかるといいかなと思います。日本は里親等委託率が低いと言われているわけですが、国によっては親族が引き取り、そこに行政がお金を出していることも里親委託と数えているわけです。そのため、日本より韓国の方が里親等委託率は高いという数字が出るのですが、日本も同じようにそれを里親委託と数えたら里親等委託率は一体どれくらいになるのだろうかということを、私も都庁にいた頃、調べるよう言われたことがありました。東京都では区市町村の児童扶養手当の件数の全体を集計しているだけなので、その内訳まではわからなかったのですが、区であれば児童扶養手当を出している数の中から、ひとり親家庭をまず除き、祖父母、叔父叔母の世帯にそれぞれどれくらい出しているかといった数が出ると思います。それを押さえておくことが必要かなと思います。親族に対し、親族里親にならないか働きかけをする際に、児童扶養手当と親族里親を比較しながら行っている地域も都外ではあるので、数字として押さえていただけたらと思います。
事務局	その件につきましては児童扶養手当を支給している担当部署の方に確認をいたしました。まず件数につきましては、親または養育する者というカテゴリーで数字をとっているので、養育する者のカテゴリーを父母以外の親族を設定し、数字は出せそうだとこのところの確認をいたしました。一方、例えば祖父母が公的年金を受給しながら児童養育している場合では、児童扶養手当の支給対象にならない場合があり、代わりに親族里親制度の中で里親手当が出るといった話もあります。様々な制度との関連がありますので、整理をして、その上で豊島区に今どれくらいの親族が養育をしている方がいて、さらに親族里親になりうるのかどうかというところを整理して、部会でお示しをさせていただきたいと思っております。
委員	今の親族里親の話はとても大事なと目からウロコでした。少し伺いたいのですが、本日、フォスタリング機関の視察をしてきましたが、フォスタリング機関が里親支援センターになるにあたって一番足りないのは何でしょうか。何があればなれるのでしょうか。
児童相談所長	一つはハード面です。里親センターというものを豊島区に作るということになりますと、まずは施設が必要となります。この先は私 1 人では決められませんけれども、やはり児童養護施設というような施設を小規模でも作りまして、センターが里親支援センターというハード面の役割を担うというのが、現実的な選択ではないかと考えます。
委員	なるほどわかりました。設備運営基準もあるということですね。リクルーティングが今回話題になっていましたけれども、どのくらい行われているのかというのが気になりました。例えば、他県他市ですと一番はファミサポの提供会議、それから一時預かり事業の事業所がリクルーティングの場となりやすいです。月に 1 回ぐらい必ず研修をしながら、そこでリクルートを図っていくといったことを毎月必ずやるといった形でターゲットを絞って進めていくことが大事になるのではないかなと思っていますので意見を言わせていただきました。
委員	未委託家庭の解消のところで子どもの年齢によって里親の希望から外れてしまうところのご指摘があったかと思います。里親の立場と、複数の自治体で里親認定部会に関

	わった経験、色々な里親の方のお話を聞く中で思うのは、何歳の女兒といった条件を提示する里親も昔はいたと思いますが、今は里親自身の養育能力や生活力に照らし合せて考えていらっしゃると思います。例えば私の場合ですと夫が主たる養育者になるので、初めて子育てに向き合うため6歳以下の方が分相応なのではないか。そして自分が男兄弟の中で育ってきたから男の子の方がいいのではないかとといった判断をして、フォスタリング機関や児童相談所に相談させていただく形をとりました。里親部会では、日中仕事をしているが在宅なので里親ができると思うけれど、小学生の子では一人で遊んでもらうのも難しいから中高生の女の子がいいかなと考えた上での判断をされている方もいらっしゃいました。選り好みをしているわけではなく、自分の生活の状況と能力からこれぐらいが適当なのではないかと考えている里親の意見はぜひ聞いていただきたい。それが間違っている場合もあるとは思いますが、聞いていただくことで納得のいくマッチングに繋がっていくと思いました。
委員	身内の話になりますが、遠い親戚がフォスタリング機関の里親制度の説明会へ行ってきた時の話です。そうすると、とてもではないが自分たちには無理だ、すごく大変なのではないかといった感想が出ていました。実際大変なのですが、そういうふうに難しいかもと慎重に考えて子どもと向き合っていく方が色々な人に相談しながら、頼りながらチームで養育していくことの適性が高いのかもしれない。ですが、リクルートのところで断念してしまう事例が身近なことであったので共有させていただきました。養育の適性とか資質が本来はすごくある方でも、メッセージングのところでずれてしまうと、本当はすごく活躍していただけるはずの人が取りこぼされてしまうということもあるのだろうなということを感じたので、里親が請け負ったからといって全てを引き受けるわけではなく、区全体で育てていくチームの一員として来ていただきたいというメッセージが重要なのだろうなと思った次第です。
委員	児童福祉審議会の中の里親部会の中のことを少しお伺いしたいです。勝手な想像で申し訳ないのですが、登録をするに当たっての審議会なので、登録はするけれども、この家庭には預けられないなといった家庭はあるのでしょうか。
委員	里親部会の部会長をさせていただいているので回答いたしますが、今のところ豊島区でそのような方はいらっしゃらないです。ただ、附帯意見として色々条件を付けさせていただいている方はいらっしゃいます。例えばペットが多いご家庭では、そういった点にご留意くださいというようなことです。他の自治体の例ですと、何回か差し戻しや保留にした後、結局受け入れられませんという結論となった方もいらっしゃいます。
児童相談所長	大変貴重なご意見ありがとうございます。全てが貴重ですので、私どももこれから活かしていきたいと思っています。皆様ご承知のところでは何点か申し上げますが、まず未委託家庭は必ず出てくるということです。未委託家庭の方々は最初は(未委託という事実)に不満を持っていらっしゃる、その不満がだんだんと不信に変わっていきます。これは行政に対する不信ということになりますので、家庭訪問をする機会を利用して里親さんのアセスメントを誠実に、正直に伝える機会を増やしていかなくてはならないと思っております。平成21～22年頃、東京都の児童福祉審議会委員で、当時里親会の養育家庭の会の会長に、東京都の児童相談所は初めてどうして未委託になるのかという理由を箇条書きにして示したことがありました。これはこれまで児童相談所の職員、行政側として、里親に「こういった理由でお預けしていない」ということを思っているにもかかわらず社会的役割を担っていただいている方ということで言えなかったということが、

	長きにわたり歴史的にあったという背景もございました。このことは、皆様ご承知の通り登録する時のハードル(認定基準)がゆるやかなのが一因です。先ほど、委員の身内の方が里親になることは無理だと思ったとおっしゃいましたが、こちらは 2 通りの考え方があるのです。イギリスなどは、フォスターケアの応募段階のハードルは低く、最初は間口を広くしています。だんだん登録するにあたって厳しい条件を加えていつて、実際にできる方しか残らないしくみと聞いています。そのような形で里親登録までこぎつけるのがいいのか、それとも間口は広くしたままで、登録家庭数を増やすというのがいいのかは、私にとっては永遠の課題になっているところでございます。 次にパーマネンシーの問題で里親と実親の交流の機会を増やす必要があるというご意見について、私その通りだと思っております。かつての里親登録された方は、体験発表会の中で「我が子のようにこうして育ててきました」と言われていたこともあったように、長きに渡って育てたということを美德とする方々が一定程度いらっしゃいます。そうした中では子どもの抱え込みという状況、密室の家庭養育になってしまい行政が入りにくいということもありました。また、実親との交流を増やしますと、子どもの年齢によってはどちらの親の方を向いていけばいいのかという忠誠葛藤の問題もあります。たまに交流する実親は子を甘やかしたり、里親からするとたとえば実親が覚醒剤等で捕まった方であったりすると交流させたくないといった風におっしゃる方もいらっしゃるため、子ども自身が一番傷つくこともございます。私は里親も子どもが家庭に戻ることを一番に考えるべきとだと考えておりますけれども、このように現場ではさまざまな状況の里親さん・子どもがおり、ご意見お力添えをいただきたいと思っております。
部会長	「措置 ～代替養育①～」というところで二つのページにまたがっていますが、事実上 2 ページ目もずいぶんお話をいただいております。まだ 2 ページ目で何かご意見ありますでしょうか。
児童相談所長	私の方からは一点、一時保護についての話題です。2 ページ目の方針案の一つ目、「3 歳未満児を一時保護からと～」という項目の二つ目、乳児院に一時保護委託をしている場合は、保護期間が極力短くなるよう努める、とある点について質問です。乳児院の年齢のような小さい子どもであっても、みんながみんな里親に一時保護委託ではなく、乳児院で一時保護せざるを得ない子どもたちが一定数いるという認識に立っているという理解でよろしいでしょうか。
委員	その通りです。乳児院への一時保護委託という点について、委員から一時保護委託が4～5割になっているというお話をいただきました。これは乳児部会の資料からも明らかですが、乳児部会と児童相談所長との話し合いの中で、虐待で保護する子どもが多くなり、保護者の承諾が得られないケースが極端にこの 20 年間増えたために措置のケースが、一時保護委託にせざるを得なくなったということで、一時保護委託は結果的に多くなっているということでございます。豊島区児童相談所としましてはできる限り、乳児院に措置という形で、子どもの措置を優先して行っておりますので、この辺りのやり方は様々だと考えていただければと思っております。ですので、乳児院に一時保護委託をしている場合というのは保護者の了解を得られていない場合だとしても、できる限り保護者の了解を早期に得て、家庭復帰、里親委託、乳児院に措置ということも含めて、考えていただければと思っております。 パーマネンシーの保障について考えるにあたって、家庭復帰や特別養子縁組、親族里親などが望めない場合の代替養育にある子どもに対してもパーマネンシー保障

部会長	をしていくことが大事なのかなと思っております。自分自身の経験になってしまいますが、私の場合、保育園からの幼なじみがいました。その幼なじみの保護者の方が、措置となる時に自分のうちで育てるよと言ってくれましたが、結局それは難しく、里親委託となったのですが、措置解除後も例えば成人ですとか大学卒業とか就職とかのタイミングでお祝いを言ってくれて、措置になる前から措置が終わった後までずっと継続して自分自身を見てくれている大人がいるということが自分にとってはすごく大事な事だと思っております。例えば、児童養護施設などの場合も、施設や職員さんとの継続的なつながりでしたり、週末里親のようにずっと一緒に住むわけではなくても継続的、長期的な関係性を築くことができる制度もあると思いますので、血縁に限らず子どもの人生に寄り添ってくれるような繋がりや、子どもにとって大事な繋がりを保障していくという視点があるといいなと感じました。 今の委員の発言は、私自身が児童福祉司や所長をやってきた経験の中でもすごくよく感じる事です。養子縁組をしたものの実際には途中で育てることをやめてしまい、児童相談所に来て「もう育てません」と言い、施設へ行くことになった子どもを私自身も3人担当しました。そういった経験から、特別養子縁組がパーマネンシー保障と、そんなにはっきり言えるものなのかと強く思っています。一方で社会的養護にいた子どもたちの色々な体験談を聞いたり、施設で育った子どもの語りの中でも、施設の職員が本当に一生懸命関わってくれたことが今の自分の支えになって、今でもずっと繋がりがああるという話もいくつも出てきます。そういう点ではおっしゃる通り、パーマネンシー保障は中身なのだろうと思います。子ども本人にとって、どういう意味を持っているのかという点は丁寧に見たいかなと私も強く思います。
委員	部会長の発言に強く同意いたします。先ほど里親自身にも子どもの家庭復帰のために一緒に理解していただく必要があるっていうのはおっしゃる通りだなと思う一方、実親との関係性が難しかったりする場合に、子どもに対し、里親は一時的な関係であり家族ではないというような関係性で線引きが起きてしまうと子どもにとってはその状況で生活するのは辛いのかなというふうに思いますので、その点も何か考えられたら良いのかなと思いました。
児童相談所長	おっしゃる通りです。私は最終的には子どもが選ぶべき、子どもが決めるべき、子どもの気持ちに児童相談所は寄り添うべきと考えております。実際、里親を解除された後も豊島区で今も同居あるいは近くに住んでいる方もおられますので、そういった関係は非常に大事だと考えております。
委員	今のご意見には本当に賛成するところではあるのですが、最近気になっていることがあります。週末里親ですずっと関わっていらっしゃった子どもが、措置解除になってからも頼ってきてくれるのはいいけれど、ものすごく頼られてしまって。すごく子どもも頼りにしている中で、どこまで頼ってもらって大丈夫なのかというところで葛藤される週末里親の方もいることを最近伺いました。大いにありうる話かなという点で、私個人の意見としてはぜひ児童相談所に長く子どもとの関わりを持っていただきたいなと思っています。
児童相談所長	その方（元措置児童）にとっては、いいとこ取りで困っていらっしゃる里親の方ということだと思います。豊島区にも措置解除されてからいらっしゃる方もおりますが、お金の貸し借りは絶対しないといった、約束事を決めてらっしゃる里親もいらっしゃいます。そうすると子どもも心得ていますので、里親も少し気楽になっているかなという事例もございました。

部会長	それでは、最後のページ「措置 ～代替養育②～」です。養子縁組の話も少し出ていますがこのページについていかがでしょうか。
児童相談所長	追加情報として、課題のダイマール 2 番の「民間の養子縁組あっせん機関との間で、どのような連携を進めていくか」というところは、私どもは里親制度含めて広域調整、東京都の広域調整のルールの中で進めていきたいと思っておりますので、決して独自の仕組みを作りたいというのではなく、都の広域調整に準じたあり方を進めていきたいと考えております。同様にできましたら東京都の数値目標等を参考に、豊島区が独自に作り上げるというのではなく、東京都と歩みを合わせながら数値を出していければと思っていますところです。
委員	東京都の社会的養育の専門部会が 6 月 25 日に行うことになっています。また、来週、養子縁組あっせん機関の全国の機関がこども家庭庁にて情報交換会が行われるという話も耳に入ってきておりますので、今おっしゃったように東京都の社会的養育推進計画の中でどんな形で進めていくのか検討していかなければならないなと思っていますし、私もそのような発言をしていきたいと思っています。また、方針案のところにしている二重登録の問題ですけれども、この辺りも改善することができるのかどうか詳しく話を伺いながらやっていこうと思っていますが、私は二重登録をすることがあってもいいのではないかなと思っています。それから里親支援センターが、特別養子縁組成立後の支援をしていくということも今、国の方ではお金としては認めてはいませんが、大事なことだと思いますので、大事なことはお金を取らなくても進めていくべきなのかなと思っています。
委員	先生のご意見に賛成しますが、養育家庭と二重登録するにあたって、いくつか運用的に非常に登録しづらい感じになっているということでフォスティング機関の方から伺ったことがあります。研修は 1 回でしょうか。
児童相談所長	登録前研修は 1 回です。
委員	両方の研修を受けるという形でしょうか。
児童相談所長	はい。
委員	もう少し効率がいいようなやり方ができるかもしれませんが、その辺りをまた都の方でお話するということになるのでしょうかと思ったところです。
部会長	今の研修の話でいうと、東京都は長らく養育家庭と養子縁組里親は全く別の制度だと言っていました。それなのに研修を一緒にやっているのはおかしいと昔は思っていたのですが、最近、フォスティング機関の方と話をしていたら、一緒にやることのメリットもあるようでした。それは特別養子縁組のことをだけを考え、特別養子縁組をしたいから養子縁組里親になるということで研修に来る人たちにとってみれば、一緒に研修する場で養育家庭を希望して集まっている方々と交流することはすごく刺激になり、そういう道もあるのかという気付きになるようです。同じように子どもを引き取って育てると考えた時に、今までは特別養子縁組をするということだけを考えてきたけれど、そうではない選択肢を考えている人が同じ部屋にこんなにもいるということはすごく刺激になるようです、という話を聞いて、私は目からうろこで、なるほどと思いました。
児童相談所長	実際、講師をやった側からしますと、(養子縁組と里親制度を一つの講座の中で話をするとは)とてもやりにくいということがございます。皆様ご承知の通り、養子縁組と里親制度として子どもをお預かりする中で、親側にとっては真実告知、子どもにとっては里親の場合は措置解除が待っています。子どもが養育されている中で、措置解

部会長	除に向かっていくことは、自分のパーマネンシーがどこまで保障されているのかという不安を抱きながらの養育ということです。こうしたことから里親制度との違いを 1 回の研修中で全てやるというのは無理があるなと思いますので、この辺りは東京都で変えられるようでしたら変えていただく方が受講される方にとってもいいのかなという考えを私は持っております。ですが、部会長のご意見である両方の方々の気持ちわかる機会となるというお話もよく理解させていただいています。 講師としてやりづらいというお気持ちはよくわかります。その話の流れで当事者の方々はすごく刺激になるのですと言われてなるほどと思ったところです。
委員	児童相談所の開設以降、特別養子縁組の適格性について児童相談所長の申し立てを行った事例はあるのでしょうか。
児童相談所長	今のところございません。
部会長	皆様ありがとうございました。以上で一通り、本日の資料についてのご審議をいただきました。最後に全体を通してのご意見や、その他気になる点などございますか。
委員	先ほど少し話に出ていた実親と里親の交流の件ですけれども、これから実親と面会交流のある子どもが増えてくるので、委託推進する上ではどうしても増えてくるのかなと思います。私も依頼があれば認定前研修等でも、実親と交流のある子どもについての研修もさせていただいていますけれども、特に一時保護やショートステイである場合に、里親の方に話をお聞きすると、「こういう実親だったのですね」といった声や、「児童相談所から情報をもらっている限りではなんて親だと思っていたけれど、顔を見たら安心した」といった声を聞くことがあります。逆に、実親もこの方が見てくださっているということがわかります。やはり、自分の子どもを預けられるわけですから、不安に思われる方も多いのかなと思います。もちろん、フォスターリング機関や児童相談所、第三者介入している場が無難だとは思いますが、顔を合わせたり、養育について里親と話をしてもらうことは、大事な取り組みかなとは思っています。全部のケースでできるわけではないとは思っていますが、一定程度検討いただけたらいいなと思いました。
部会長	はい。それでは本日の議事は以上となります。事務局の方から事務連絡等ありましたらお願いします。
事務局	はい。まず、今後の部会開催についてお知らせをいたします。第 4 回目の部会は 7 月 25 日木曜日の午後 6 時からの開催となります。会場は本日と同じく、こちらの 807、808 会議室になりますので、改めてご予約のほどよろしく願いいたします。開催通知、資料につきましては開催日の 1 週間前を目処に郵送させていただきます。第 5 回の開催日程につきましては、当事者や里親へのヒアリングの実施日程などを踏まえまして、改めて皆様にお諮りをしてまいります。なお、当事者である子どもや里親の方等へのヒアリングに関しましては、8 月頃の実施を現在想定しておりますが、ご経験やノウハウをお持ちの委員の皆様にご意見をいただければと考えております。その際は別途ご相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。 次に本日の会議録につきましては、後日メールにて会議録案をお送りいたしますので、内容のご確認をお願いいたします。 最後に報酬につきましては、本日より 1 か月程度を目処にお振り込みをさせていただきます。振り込み予定日等についてはメールにてご連絡をいたしますので、ご確認をお願いいたします。事務局からは以上でございます。

部会長	皆様におかれましては進行へのご協力ありがとうございました。以上をもちまして、豊島区児童福祉審議会第3回臨時部会を閉会いたします。
-----	--

提出された 資料等	<資料> ・豊島区児童福祉審議会 第3回臨時部会 次第 ・豊島区児童福祉審議会臨時部会 委員名簿 ・資料 パーマネンシー保障及び里親等委託推進に向けた取組について ・別紙 未委託家庭の状況等 <参考資料> ※机上配置(ファイル綴じ) ・都道府県社会的養護推進計画の策定要領 ・里親委託の更なる推進について ・「里親委託の更なる推進について」に関する Q&A(令和6年4月19日時点版) ・新しい社会的養育ビジョン ・東京都社会的養育推進計画(令和2年3月) ・豊島区子ども・若者総合計画(令和2年3月) ・第1回臨時部会資料 ・第2回臨時部会資料
--------------	---